

# 守口市門真市消防組合競争入札心得

## (目的)

第1条 守口市門真市消防組合（以下「消防組合」という。）が行う契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱については、地方自治法、同施行令（以下「令」という。）その他の関係法令、消防組合財務規則に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## (入札参加資格)

第2条 次の各号の一に該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 入札に際して、連合等不正行為を行ったと認められる者
- (2) 入札日において、守口市又は門真市において指名を取り消されている者
- (3) 社会的信用失墜行為があったにもかかわらず、その届出をしなかった者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者

## (入札)

第3条 競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、現場説明事項等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、現場説明事項等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札については次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、一般競争入札参加資格確認通知書及び指名競争入札通知書に記載された日時及び場所を厳守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、必要な事項を記載し、契約担当職員の指示に基づき入札しなければならない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札参加者又は入札参加の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人とすることはできない。
- (5) 入札参加者は、令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (6) 入札参加者が提出した入札書については、書換え、引換え又は撤回することはできない。

3 入札については、郵送を認めない。

## (内訳書の提出)

第4条 建設工事請負契約等に係る入札において、入札参加者は、入札に際して入札価格の根拠となる内訳書を提出しなければならない。ただし、第11条に規定する再度の入札については、この限りではない。

## (入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当職員に直接持参し、又は、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中であつては、入札辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行するものに直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等については不利益な取扱をうけるものではない。

## (公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

## (入札の取りやめ等)

第7条 入札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 庁内各課、官公庁、報道その他関係機関から当該入札について、談合その他不正行為の存在を有力な証拠をもって通報されたときは前項を準用することができる。

(開札)

第8条 開札は入札終了後、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行いその結果を口頭で知らせる。

(無効)

第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 記名押印を欠く入札
- (2) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 建設工事請負契約に係る入札(第4条ただし書きの場合を除く。)において、内訳書を提出しない入札
- (5) 予定価格を事前公表した入札において、予定価格を超える価格でした入札
- (6) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件、事項に違反した入札

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

2 前項の規定に関わらず、最低制限価格制度を採用した入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。

(再度の入札)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前公表した入札においては、再度の入札は行わない。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号の一に該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第8条の規定に基づき無効とされた入札をした者
- (2) 再度入札をした場合において、前回の最低価格以上の価格で入札をした者

(同価格の入札書が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじをひかせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせる。

(契約の確定)

第13条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし落札者がその責に帰すべき事由により契約を締結しなかった場合は、落札金額の100分の3に相当する金額を損害賠償金として徴収する。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は、契約担当職員から交付された契約書等に記名押印し、落札決定の日から7日以内に提出しなければならない。ただし、契約担当職員の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第15条 議会の議決を要する契約については、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときに本契約としての効力が生ずるものとする。

2 前項による仮契約の相手方が仮契約期間中に構成両市指名停止基準に該当する行為があったときは、当該仮契約を解除することがある。

3 前項の規定により仮契約を解除しても消防組合は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第16条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件及び現場説明事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。